

資料 1

第1回研究会議における論点整理等について

第1回研究会議における論点整理について

No	各委員からの意見	論点・検討すべき課題
1. 制度の実施について	<p>各委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約制度を作ることにより、民間工事への好影響、及び、小規模企業における労災隠し等の歯止めになるのではないかと思う。 ・ 今後の経済状況が不透明な中においては、最低限のものは行政側として用意すべきである。 ・ この機会を好機と捉え、八戸市に合った条例を考えていくべきであり、それを、青森市や青森県に波及させるべきである。 ・ 一般競争入札の拡大により、自由競争原理が働いていること、及び、労務費調査により、賃金台帳、契約書等の確認を受けている現状を踏まえれば、業者の良識に任せて理念型でやるべきだと思う。 	<p>論点・検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の実情に即した最低限の制度とは、具体的にどのようなものか。
2. 制度の適用範囲について	<p>各委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、屋内スケート場の運営等も指定管理者に委託する可能性があるが、指定管理者制度については、どのように考えるか。 	<p>論点・検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事における公共工事設計労務単価のよきな基準がない中で、委託・指定管理についてどのように考えるか。
3. 労働者の適用範囲について	<p>各委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材工共の設計の場合、材料費と工賃の割合が見えにくく、下請は元請からの言い値で仕事をせざるを得ない状況があることから、元請と下請の関係を適正化すべきではないか。 ・ 契約金額で下請・孫請にいった際に、支払われる賃金が少なくなる現状があることから、そこを保証する下限であるべきである。 ・ 低入札価格調査制度においても、元請は下請との契約も含めて調査されており、下請とのトラブル等も現段階においてないことから、元請と下請との関係は適正であると考ええる。 ・ 発注者側からも品確法に基づき、下請に対し、低価格で受注させ、結果として、品質の低下を招くことがないよう指示・管理されている。 	<p>論点・検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の入札において、行政側でも様々な調査をしている中、元請と下請の関係性についてどのように考えるか。

No	各委員からの意見	論点・検討すべき課題
4. 下限額の設定の有無について	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金額の設定というのは、労使の需要と供給のバランス、有効求人倍率の推移や完全失業率の推移等のいわゆる労働市場、自由経済主義の原則によって決まらざるべきものであり、設定する場合、労働市場への介入という覚悟が必要となる。 ・下限額の設定については、最低賃金法があり、敢えて、公契約条例等で罰則を設けなくとも、適正な法律で裁かれると思う。 ・下限額を設けても受注者側にその条例だけで何か不利益な取扱いをすという事はせず、別の法令で罰則を適用するのであれば事実上差が無いのではないか。 ・理念は一致するが、条例で下限を設定するか否かが一つの議論になり、それを受け、数値をいくらするかという意見の集約が進まない限り、下限の設定は困難であると思う。 ・時給738円（※金額は会議開催日現在）の最低賃金であれば、月10万弱、年収では120万となり、少ないのではないかと思われることから、仮に下限額を設定するのであれば、労働者に対する賃金への影響を考慮し、最低賃金より高いところでの設定が望ましい。 ・契約金額で下請・孫請にいった際に、支払われる賃金が少なくなる現状があることから、そこを保証する下限であるべきである。（再掲） ・担い手不足という現状では、賃金は上げるべきであると考え。 ・一般競争入札の拡大により、自由競争原理が働いていること、及び、労務費調査により、賃金台帳、契約書等の確認を受けている現状を踏まえれば、業者の良識に任せて理念型でやるべきだと思う。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政における労働市場への介入の是非についてどのように考えるか。 ・下限額を設定する場合、労使双方の合意形成を如何にして得るか。 ・下限額を設定する場合、適正な下限額は具体的にどれくらいか。 ・仮に最低賃金額では少ない場合、適正な賃金は具体的にどれくらいか。 ・現状の請負費では、下請・孫請の賃金を保証することはできないのか。 ・担い手不足解消のためには、最低賃金額に対しどの程度の引き上げが必要となるのか。 ・理念型で行う場合、その内容・実施方法についてどのように考えるか。

第1回研究会議における質疑応答について

条例・要綱について（詳細については5～6頁参照）

Q) 要綱と条例の違いは何か。

A) 条例は、その法的根拠として義務付けされているもので、要綱は市内部の規定であり、法的拘束力を有しない。

Q) 条例には罰則等があると思うが、要綱の場合であっても、罰則を遂行できるという解釈でよいか。

A) 要綱に法的拘束力はないが、受発注者双方の合意を得るため、契約書、契約約款等に規定することで、改善措置命令、指名停止等の罰則を行うことは可能である。

Q) 条例は八戸市議会の同意、要綱は市長の告示というような形となるのか。

A) 条例制定には市議会の同意が必要となり、他方、要綱は市長の決裁で足りることとなり、議会の同意等は不要である。

下限額設定型・理念型について（詳細については5～6頁参照）

Q) 理念型にした場合、性善説に立ち、お互いに決まりを守り、仮に、守らなかった時のことは特に定めないという考えでよいか。

A) 理念型は、受発注者が守るべき理念等を規定したものであるが、近年制定された理念型条例では、制度の実効性を担保するため、労働条件等の確認を行っている自治体も見受けられる。

Q) 下限額設定型と理念型はどう違うのか。

A) 下限額設定型は各都道府県で定める地域別最低賃金より高い賃金の支払いを条例等で規定するものとなり、他方、理念型は下限額を定めず受発注者双方の責務等を規定するもの。

Q) 下限額の設定をしている自治体での下限はいずれも最低賃金より高い金額設定となっているのか。

A) その通りである。

工事の場合、公共工事設計労務単価の85%前後、業務委託の場合は、自治体ごとに生活保護基準、新採用職員給与等を基に算出している。

Q) 下限額設定をした自治体と理念型とした自治体とでは、どのような理由でそうなったかを市側で把握しているか。

A) 詳細については把握していないが、下限額の設定に対し、議会や業界団体の理解が得られず、理念型に流れたという事例は把握している。

労働者の適用範囲について

- Q) 適用労働者の範囲を受注者又は下請者に雇用された者とした場合、賃金額の割合は、元請に限らず、下請業者にも適用されるという解釈でよいか。
- A) その通りである。なお、適用範囲についても各自治体で決めることとなる。
※先行自治体では、ほぼ全てが下請（再委託）業者についても対象としている。

制度実施によるメリット・デメリットについて

- Q) 先行自治体を複数視察しているようだが、制度導入によるメリット・デメリット等があれば教えていただきたい。
- A) 労働者側からすると、セーフティネットのようなものが最低賃金より少し上に引かれることで、働く意欲が出た、安心して働けるようになった等のプラス意見がある一方、事業者側からすると経営が厳しくなる等の意見もある。
(20 頁に参考資料あり)

公共工事設計労務単価について

- Q) 現在の労務単価は過去と比べどの辺りに位置しているのか。
- A) バブルの時代は普通作業員で 18,000 円くらいあり、そこにはまだ届いていない。
(詳細については 21 頁のとおり)

指定管理者制度について

- Q) 指定管理者数とその種類はどのようなものがあるのか。
- A) 平成 30 年 4 月 1 日現在、公募が 28 件 118 施設、非公募が 17 件 20 施設、計 45 件 138 施設となる。
例としては、市庁の近くであれば公会堂、公民館、観光施設であればマリエント等が該当する。
- Q) 指定管理者における労務費は市側で把握しているのか。
- A) 実際に支払われている金額の細かな内訳の確認はしていない。
- Q) 指定管理者は設定額に対しどれくらいの割合で決まっているのか。
- A) 応札額の平均等は把握していないが、一般的な工事の入札のような競争原理が働くということはあまりなく、設定額とほぼ同額に近い数字であると思う。
- Q) 施設管理の手法が優れている等の場合、市側が設定した金額よりも高い金額であっても指定管理者に選定される場合があるのか。
- A) 市側が設定した金額内での選定となる。

公契約制度における形式（条例・要綱、下限額設定型・理念型）について

（１）条例・要綱について

条例：地方公共団体がその事務について、議会の議決によって制定する法規の一形式で法的拘束力を有するもの。

要綱：法律、条例、規則等の法規とは異なり、行政機関内部における規定で議会の議決を要さず、法的拘束力を有しないもの。

＜他市の公契約制度における条例・要綱の主な記載内容＞

	条例	要綱
目的・定義	○	○
基本理念	○	×
受発注者の責務	○	×
制度の実施内容 (労働報酬下限額等)	○	○
罰則	×（※１・２）	×（※２）

⇒記載内容は市の基本理念・責務等を除き大きな差異はない。条例は市民の代表である議会の議決を得ている点、要綱は発注者の裁量による点で異なっている。

※１：地方自治法上、条例には懲役、禁錮、科料等の規定を設けることが出来る。

※２：契約書（契約約款・特約条項等）に是正措置、指名停止、契約解除等を規定している。

（２）下限額設定型・理念型について

下限額設定型：国の最低賃金額より高い賃金の支払いを受注者に求めるもの。

理念型：下限額を定めず、公共調達における適正な運用を行うための指針を定めるもの。

（理念型の意義）

- ①制度に対する市民・事業者等への普及啓発の促進
- ②市、事業者、労働者が公契約に一体となって取組む拠り所
- ③市が実施する施策等における基本方針の裏付け

＜公契約制度における形式の整理表＞

		条例	要綱
下限額設定型		・議決○（野田市・多摩市等） ・基本理念、責務○ ・労働環境確認○	・議決×（事例①） ・基本理念、責務× ・労働環境確認○
理念型	状況確認型	・議決○（事例②） ・基本理念、責務○ ・労働環境確認○	・議決×（事例③） ・基本理念、責務× ・労働環境確認○
	基本方針型	・議決○（岩手県等） ・基本理念・責務○ ・労働環境確認×	該当事例無し

事例①要綱（下限額設定型）の具体例

港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱
（対象案件については区が定める「最低賃金水準額」以上の支払いを義務化）

【対象】

- ・ 予定価格 130 万円を超える工事請負契約
- ・ 長期継続契約として締結する業務委託契約

【内容】

- ・ 対象となる契約には契約書に加え「労働環境確保策に関する契約約款特記事項」を添付
特記事項には、

- ①労働環境チェックシート、賃金給付状況シートの作成・提出
- ②不当な取扱いの禁止
- ③改善指示
- ④指名停止又は契約解除 等が明記

「労働環境確保策
に関する契約約款
特記事項」を契約書
に添付

事例②条例（状況確認型）の具体例

碧南市公契約条例（労働環境報告書等の提出義務化）

【対象】

- ・ 工 事：予定価格 5,000 万円以上
- ・ 委 託：予定価格 1,000 万円以上（清掃、警備、一般廃棄物運搬等）
- ・ 指定管理：年額 1,000 万円以上

【内容】

- I 受注者は対象案件に従事する労働者（下請・孫請含む）に対する賃金、
各種保険加入手続状況などを記載した労働環境報告書を提出
- II 市は条例違反の場合、是正措置を講ずるよう指導
- III 是正措置に応じない場合、報告書未提出の場合等は指名停止

「碧南市公契約条
例に係る特約条項」
を契約書に添付

事例③要綱（状況確認型）の具体例

ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

【対象】

- ・ 予定価格 1,000 万円以上の工事請負契約及び修繕請負契約
- ・ 予定価格 1,000 万円以上の委託契約
- ・ 全ての指定管理者協定

【内容】

- ・ 対象となる契約には契約約款に
- ①労働環境の調査
 - ②改善指示
 - ③指名停止又は契約解除 等が明記

※対象とならない契約の場合、条文を削除

碧南市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年碧南市条例第3号)第6条の規定により締結する協定をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (5) 事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者
 - イ 下請負者
- (6) 労働者 事業者には雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者を除く。)をいう。

(基本方針)

第3条 市は、公契約に係る取組の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 公契約の過程において、透明性及び競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、その適正化を図ること。
- (2) 適正な積算による予定価格を設定するとともに、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 労働者の適正な労働環境の確保を図るとともに、地域経済の健全な発展の推進を目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る必要な取組を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する公契約に係る取組に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めなければならない。

ない。

- 3 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう努めなければならない。

(労働環境報告書)

第6条 予定価格1,000万円以上の公契約のうち規則で定める契約(以下「特定公契約」という。)を締結した受注者(以下「対象受注者」という。)は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類(以下「労働環境報告書」という。)を市長等に提出するものとする。

- 2 特定公契約に係る下請負者(以下「対象下請負者」という。)は、対象受注者に労働環境報告書を提出するものとする。
- 3 対象受注者は、対象下請負者から前項の規定による労働環境報告書の提出があったときは、当該労働環境報告書を市長等に提出するものとする。

(労働者への周知)

第7条 対象受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、特定公契約に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)に周知しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲
- (2) 愛知県の地域別最低賃金
- (3) 次条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者の申出)

第8条 対象労働者は、賃金が支払われるべき日において、支払われるべき賃金が支払われていない場合又は支払われた当該賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合は、市長等、対象受注者又は対象下請負者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 対象受注者及び対象下請負者(以下「対象事業者」という。)は、対象労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第10条 市長等は、対象労働者から第8条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、対象事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、

対象労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

- 3 第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事業者又は対象労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(是正措置等)

第11条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、対象事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、対象受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 前項の規定による是正の指導を受けた対象受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

- 3 市長等は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表するものとし、市長は、入札参加停止の措置を講ずることができる。

(1) 第6条の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。

(2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。

(4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に告示又は公告する公契約から適用する。

碧南市公契約条例に係る特約条項

(労働環境報告書の提出)

第1条 予定価格1,000万円以上の公契約のうち規則で定める契約を締結した受注者(以下「対象受注者」という。)は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類(以下「労働環境報告書」という。)を作成し、契約締結後速やかに市長等に提出しなければならない。

2 対象受注者は、本契約に係る一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、労働環境報告書を作成させ、対象受注者に労働環境報告書を契約締結後速やかに提出させ、それらを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。

なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結されるときも同様に扱うものとし、労働環境報告書をすべての下請負者から対象受注者に提出させるものとする。

(労働者への周知)

第2条 対象受注者は、次に掲げる事項について、作業所の見やすい適切な場所に掲示し、書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) この条例が適用される労働者の範囲
- (2) 愛知県の地域別最低賃金
- (3) 申出をする場合の申出先
- (4) 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

(不利益取扱いの禁止)

第3条 事業者は、労働者から条例第8条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入検査等)

第4条 市長等は、労働者から条例第8条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境確認書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、対象事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、対象事業者又は対象労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(是正措置等)

第5条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、対象事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、対象受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により是正の指導を受けた対象受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

3 市長等は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表するものとし、市長は入札参加停止の措置を講ずることができる。

- (1) 労働環境確認書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。
- (4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号。以下「規則」という。）第4条の2の規定により業務に従事する労働者等の労働環境を確保するために必要な措置を講ずべき契約を定めるとともに、当該契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進を図り、もって契約の適正な履行による良質な区民サービスの確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 港区（以下「区」という。）と契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から区が発注する契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者へ区が発注する契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負契約により区が発注する契約に係る業務に従事する者

(4) 賃金等 区が発注する契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者が当該請負契約により得る収入

(対象契約)

第3条 規則第4条の2の区長が定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格130万円を超える工事請負契約

(2) 長期継続契約として締結する業務委託契約

(労働関係法令遵守の徹底)

第4条 区長は、区が発注する契約の受注者及び受注関係者に対し、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（以下これらを総称して「労働関係法令」という。）の遵守を徹底し、労働者等の良好な労働環境の確保を図るよう指示するものとする。

(最低賃金水準額)

第5条 受注者及び受注関係者が労働者等に支払うべき最低賃金水準額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、毎年度4月1日を基準として当該各号の方法により算出す

る額とし、港区ホームページへの掲載により公表するものとする。

(1) 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する職種別公共工事設計労務単価（東京都）に0.85を乗じた額を8で除し、小数点以下第一位を四捨五入した額

(2) 業務委託契約 港区臨時職員取扱要綱（平成11年3月3日10港政人第735号）第11条第1項に基づく区の臨時職員時間単価（日額で規定する職種の場合は、交通費相当分を控除した額を8で除し、小数点以下第一位を四捨五入した額）

2 契約ごとに適用する最低賃金水準額は、当該契約締結日が属する年度の最低賃金水準額を適用するものとし、契約期間が複数年度となる場合についても、当該金額を適用するものとする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定められる地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）の金額が最低賃金水準額を上回った場合は、最低賃金の金額を最低賃金水準額とする。

（労働環境の確認）

第6条 区長は、前2条の規定に対する受注者及び受注関係者の取組を確認するため、受注者及び受注関係者に対し、契約締結後速やかに労働環境チェックシート（第1号様式）及び賃金給付状況シート（第2号様式）の提出を求めるものとする。

2 区は、受注者及び受注関係者から労働環境チェックシート及び賃金給付状況シートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに適切に保管するものとする。

（労働者等からの申出）

第7条 区長は、第4条及び第5条の規定に違反する事実があった場合で、労働者等からその旨の申出があったときは、当該申出を受け付けるものとする。

（調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置）

第8条 区長は、第6条第2項の規定による確認及び前条の規定による申出の内容の確認の結果、必要があると認めるときは、受注者及び受注関係者に対し、区の職員又は専門家による調査並びに改善の指示及び報告の聴取を実施するものとする。

2 前項の規定による調査等の結果、重大な違反が発覚し、改善の指示後もなお改善されない場合は、区長は、当該契約を解除し、又は港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に定める指名停止の措置を講ずるものとする。

（契約に定める事項）

第9条 区長は、区が発注する契約において、次に掲げる事項を定めるとともに、当該事項を含む契約の条件について、広く周知するものとする。

(1) 受注者は、労働関係法令を遵守すること。

(2) 受注者は、第5条の規定により区長が定める最低賃金水準額以上の賃金等を給付すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならないこと。

ア 第5条の規定に基づき当該契約に適用することとなる最低賃金水準額

イ 第7条の規定による申出をする場合の申出先

- (4) 受注者は、受注関係者分も含め、労働環境チェックシートを契約締結後速やかに提出すること。
- (5) 受注者は、第7条の規定による申出を行った労働者等に対し、不利益な取扱いをしないこと。
- (6) 受注者は、第8条第1項の規定により実施する調査を受け入れること。
- (7) 受注者は、区が、前号の調査で改善を指示したときは、速やかに指示に従うこと。
- (8) 受注者は、前各号に掲げるもののほか、業務の特性に応じた良好な労働者等の労働環境の確保に必要な対策を講ずること。
- (9) 受注者は、契約の履行に違反したときは、その状況に応じ、区長が、契約解除又は指名停止若しくはその両方を措置することをあらかじめ了承すること。

(受注者の連帯責任)

第10条 下請契約又は再委託契約を締結する場合は、前条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を契約の条件とすることとする。

- (1) 受注者は、受注者と下請事業者又は再委託契約の相手方間（二次以下の下請業者間等を含む。）において、前条に定める内容を遵守することについて、契約書等の書面にて、明確にすること。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の金額が最低賃金水準額に基づき算出する金額を下回ったときは、当該労働者等に対して、当該賃金等の金額と最低賃金水準額に基づき算出する金額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。

(継続雇用の要請)

第11条 区長は、労働者の雇用の安定並びに区が発注する契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、当該契約の受注者に変更があった場合は、新たに当該契約を受注することとなった受注者に対し、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日以後に締結する契約について適用する。

労働環境確保策に関する契約約款特記事項

本特記事項は、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第4条の2及び港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成27年12月28日27港総契第2185号。以下「要綱」という。）に基づき定めるものとする。

（労働関係法令の遵守）

第1条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の労働関係法令を遵守し、労働者等の良好な労働環境を確保しなければならない。

（最低賃金水準額以上の支払）

第2条 受注者は、労働者等に対し、別表に規定する最低賃金水準額（以下「最低賃金水準額」という。）以上の賃金を給付しなければならない。

2 最低賃金水準額は、当該契約締結日が属する年度の最低賃金水準額を適用する。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定められる地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）の金額が最低賃金水準額を上回った場合は、最低賃金の金額を最低賃金水準額とする。

（労働者等への周知）

第3条 受注者は、次に掲げる事項を当該契約に係る業務が実施される事業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働環境確保策の対象となる労働者等の範囲
- (2) 当該契約における最低賃金水準額
- (3) 要綱第7条の規定による申出をする場合の申出先

（関係書類の提出）

第4条 受注者は、本契約の業務に従事する労働者等の労働環境に関し、要綱第6条に定める労働環境チェックシート及び賃金給付状況シートを作成し、契約締結後速やかに提出しなければならない。

（労働者等への不利益な取扱いの禁止）

第5条 受注者及び受注関係者は、労働者等から労働環境及び賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（調査）

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は受注者及び受注関係者の事業所等において、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査し、若しくは本契約の履行に従事する労働者等及び関係者に確認することができる。

- (1) 労働者等から要綱第7条の規定による申出があったとき。
- (2) 本特記事項に定める労働環境確保のため事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

2 発注者は、前項による調査の結果、必要があると認められる場合は、発注者以外の第三者による調査を行うことができる。

3 受注者は、前2項の規定による労働環境の確認のための調査に協力しなければならない。

(改善指示)

第7条 発注者は、前条の規定による調査の結果、本特記事項に定める労働環境確保のため事項の履行状況が不適切と認められる場合は、受注者に対し、労働環境の改善を指示するものとする。

2 受注者は、前号の規定による改善指示に従わなければならない。

(業務の特性に応じた労働環境確保のための対策)

第8条 受注者は、業務の特性に応じた良好な労働者等の労働環境の確保に必要な対策を講じなければならない。

(指名停止)

第9条 発注者は、第6条の規定による改善指導を行ってもなお、改善措置がなされない場合、港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契約第238号）に基づき、受注者に対し指名停止措置を講じ、又は本契約を解除し、若しくはその両方を行うことができるものとする。

(受注者の連帯責任)

第10条 受注者は、受注者と下請事業者間（二次以下の下請業者間等を含む。）において、本特記事項に定める内容を遵守することについて、契約書等の書面にて、明確にしなければならない。

2 受注者は、要綱第2条第2号に規定する受注関係者が労働者等に対して支払った賃金が最低賃金水準額に基づき算出する賃金を下回ったときは、当該労働者等に対して、当該賃金と最低賃金水準額に基づき算出する賃金との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

別表略

○ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

平成22年12月22日

告示第268号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじみ野市（以下「市」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「規則」という。）第20条の2に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 規則第20条の2に規定する市長が別に定める契約は、次に掲げるものとする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事請負契約及び修繕請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の委託契約
- (3) 市の公の施設の指定管理について、市長と指定管理者との間で締結する協定

(労働環境の確認のための書面)

第3条 規則第20条の2に規定する労働環境の確認のための書面は、労働環境チェックシート（様式第1号）及び労働者の配置計画書（様式第2号）（以下この条において「チェックシート等」という。）とする。

2 チェックシート等の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、チェックシート等の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(調査、改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置)

第4条 契約の相手方に対する労働環境の調査並びに改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置については、当該契約の条項による。

2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定めるところによる。

(労働環境の基準)

第5条 この要綱に基づき確認する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市が発注する契約に係る労働環境の確認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふじみ野市建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条～第50条第1項は省略

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第51条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第52条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第53条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

[注] 予定価格1,000万円以下の契約の場合は、第54条から第56条を削除する。

(労働環境の調査)

第54条 発注者は、ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱第3条に規定する労働環境チェックシートの内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する者からの聞き取りその他労働環境の確認に必要な調査を行うことができる。

(改善の指示等)

第55条 発注者は、調査の結果、本契約の履行に従事する者の労働環境が不適切であると認められる場合には、受注者に対し、労働環境の改善を指示するこ

とができる。

2 受注者は、前項の指示があった場合には、当該指示により行った労働環境の改善内容を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

(入札参加停止等の措置等)

第56条 発注者は、次に掲げる場合においては、受注者に対し、入札参加停止の措置等を講じ、又は本契約を解除することができる。

(1) 労働環境の改善の指示に対する報告書の提出を怠った場合

(2) 報告書の内容に虚偽があった場合

(3) 報告書により報告があったにも関わらず改善が見られない場合

(補則)

第57条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(参考) 各団体の下限額設定に伴う意見について (先行自治体実施の調査より一部抜粋)

	メリット	デメリット
労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の上昇 ・働く意欲の向上 ・制度が周知されることに伴う民間事業への好影響が期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・多重下請構造となっている建設業界での効果が不明瞭 ・各事業所の契約があり効果が不明瞭 ・制度化しても確認作業を徹底しない限り効果は望めない
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の上昇による新規採用者の増加 ・担い手の確保 ・下請業者保護の観点から必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の上昇による経営圧迫 ・市場原理に一任すべき ・最低賃金以上は支払っているのに、条例等は不要
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約における質の確保 ・新規参入業者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務負担の増加 ・市場への介入の是非

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

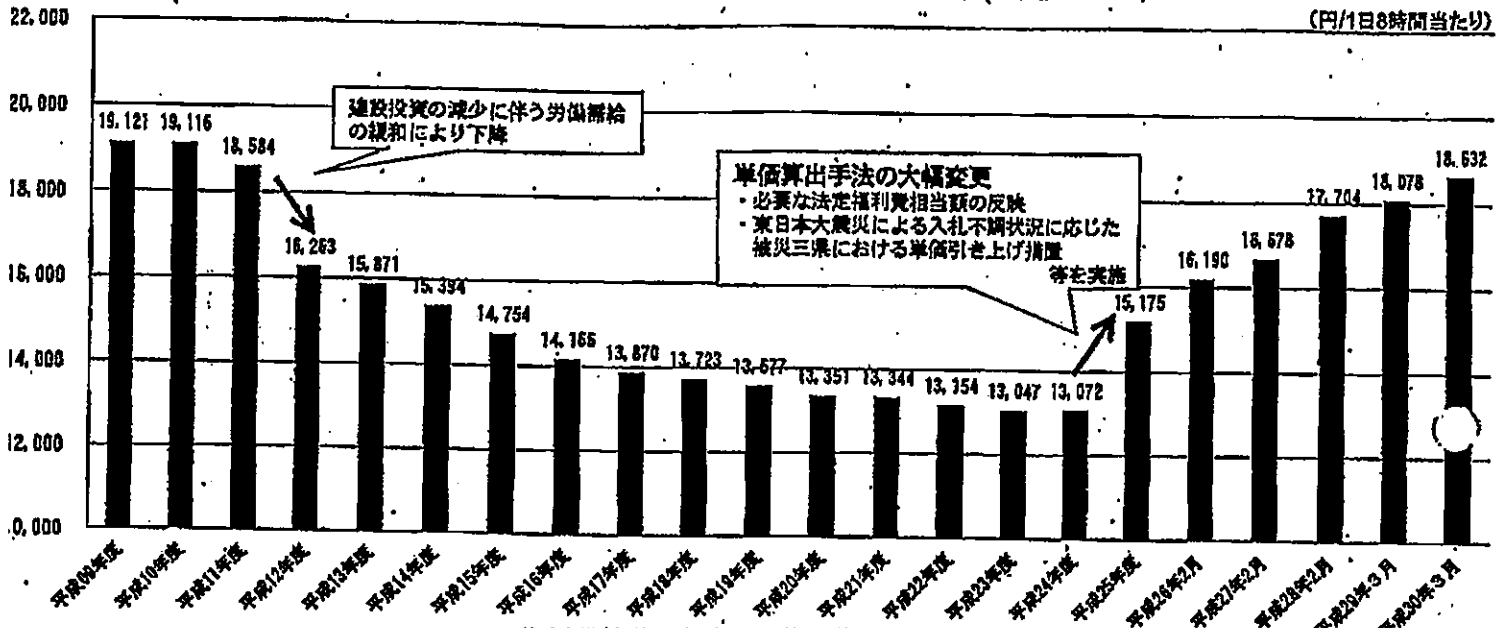
単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映 (継続)

➡ **全職種平均** 全 国 (18,632円) 平成29年3月比; +2.8% (平成24年度比; +43.3%)
 被災三県 (20,384円) 平成29年3月比; +1.9% (平成24年度比; +58.3%)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

(円/1日8時間当たり)



注1) 金額は加重平均値、単価は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにクラス・バイネス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導整備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導整備員A・Bを足した人数で加重平均した。

公契約条例制定自治体比較表

名称	花巻市公契約条例（理念・状況確認型） H30.4.1施行	秋田市公契約基本条例(理念・状況確認型) H26.4.1施行
目的	公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の担い手である事業者の意識啓発を図り、もって公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに労働者の適正な労働条件を確保する。	公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保ならびに労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公契約の締結に当たり、性質又は目的に応じ、契約の過程、内容の透明性並びに競争の公平性の確保 (2) 適正な履行が見込まれない金額による契約の締結防止 (3) 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公契約の締結に当たり、価格以外の要素を考慮するなど、地元企業の受注意欲に配慮した発注の推進による、地域における雇用を促進、地域経済の活性化 (2) 対象労働者の労働条件その他の労働環境の向上 (3) 公契約の履行成績の評価を行う仕組みを整備し、不当な価格での入札防止による公契約の質の確保
の自治体 責務	基本理念にのっとり、条例の目的を達成するための施策の推進	条例の目的を達成するため、地元企業の活性化、労働環境の向上および公契約の品質の確保につながる施策の実施
事業者等 の責務	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公契約における市の施策への協力 (2) 最低賃金法以上の賃金の支払 (3) 健康保険法の規定による被保険者の資格の取得に係る届出 (4) 厚生年金保険法の規定による被保険者の資格の届出 (5) 国民健康保険法及び国民年金法の規定による被保険者の資格の取得に係る届出 (6) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による保険関係の成立に係る届出 (7) 雇用保険法の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公契約における市の施策への協力 (2) 市の事業の実施に携わる者としての社会的責任の自覚による、公契約に係る事業の良好な品質の確保および社会的価値の向上 (3) 労働基準法、最低賃金法その他の関係法令を遵守による、対象労働者の適正な労働環境の確保
公契約 の範囲	<p>工 事：予定価格 1 億 5,000 万円以上</p> <p>委 託：予定価格 1,000 万円以上</p> <p>※清掃、警備、一般廃棄物収集運搬、駐車場の管理、施設における来訪者の受付、設備の運転及び保守</p> <p>指定管理：年額 1,000 万円以上の指定管理料</p>	秋田市が発注する全ての案件
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・理念型であるが、公契約の対象範囲設定 ・事業者は対象案件の労働者における <ol style="list-style-type: none"> ① 1 時間あたりの賃金の額 ② 賃金を支払った年月日 ③ 社会保険への加入状況 等を市に報告する義務を負う ・事業者が報告を怠った場合、市は書面又は面談により調査を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式（※）の対象工事（予定価格 1 億円以上）における受注希望者に対し、 <ol style="list-style-type: none"> ① 労働環境評価台帳の作成・提出の義務化 ② 下請負人、資材調達先の明記 ・履行されなかった場合、工事成績評点を減点⇒次年度の格付けに影響

※総合評価落札方式

一定額以上の対象案件について、「価格」のみの競争だった入札方式とは異なり、「価格」及び「技術的要件」等を総合的に評価し、落札者を決定する方式

①の加点例：提出された労働評価台帳に記載の作業報酬額が設計労務単価に 0.9 を乗じた額以上… 4 点

②の加点例：下請負人、資材調達先が全て市内業者の場合… 1 点 80% 以上の場合… 0.5 点

名称	越谷市公契約条例（下限額設定型） H29.4.1施行	高知市公共調達条例（下限額設定型） H24.4.1施行
目的	公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって公契約の適正な履行及び質の向上に資するとともに、地域経済の健全な発展及び市民福祉の増進に寄与する。	公共調達に係る基本理念を定めることにより、公共調達の競争性、公平性、公正性及び透明性を高め、調達するものの品質、価格及び履行の適正を確保するとともに、労働者の適正な労働条件を確保する等の社会的価値の実現及び向上に配慮し、もって市民の福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与する。
公契約の範囲	工 事：予定価格 5,000 万円以上 委 託：予定価格 1,000 万円以上 ※建物清掃、施設運転管理、食堂、放置自転車保管場所管理、相談支援、医療、設備保守管理、公園・街路樹等の維持管理、越谷市立病院（以下：病院）内保育室運営、病院病棟保育、病院警備、病院電話交換 指定管理：委託料 1,000 万円以上	工 事：予定価格 1 億 5,000 万円以上 委 託：予定価格 1,000 万円以上 ※庁舎等に係る建物清掃、庁舎等に係る人的警備、庁舎等に係る受付案内・電話交換及びコールセンター、給食調理 指定管理：全ての指定管理協定
労働者の範囲	(1) 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働者 (2) 受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者	(1) 受注者又は下請負者に雇用される者 (2) 受注者又は下請負者に派遣される者 (3) 請負労働者
労働者の賃金	越谷市労働報酬等審議会の意見を聴き市長が定める。定める際には、 (1) 公共工事設計労務単価 (2) 地域別最低賃金 (3) 生活保護基準 等を考慮する。	高知市公共調達審議会の意見を聴き市長が定める。定める際には、 (1) 工事：職種毎の単価として定めた金額 (2) 委託・指定管理：生活保護基準
受注者の責任	(1) 公契約の誠実かつ適正な履行 (2) 労働者の適正な労働条件及び労働環境の確保、社会的価値の向上への配慮 (3) 市内に住所を有する労働者等の雇用機会への配慮 (4) 継続雇用への配慮 (5) 市が講ずる施策への協力	(1) 成果品及びサービスの質の向上、社会的価値の実現及び向上、市民の福祉の向上、地域経済の健全な発展等への協力 (2) 自らが雇用し専ら公共調達に従事する者に対し、職務、業務、責任の度合い、経験年数等を踏まえた、適正な賃金の支払 (3) 下請負者に対する適正な賃金の支払
労働者への周知	受注者は次に掲げる事項について記載した書面を業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示、又は交付することにより、適正に周知する。 (1) 労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 申出先 (4) 申出をしたことによる解雇など不利益な取扱いを受けないこと。	受注者は次に掲げる事項について記載した書面を業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示、又は交付することにより、適正に周知する。 (1) 労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3) 申出先 (4) 申出をしたことによる解雇など不利益な取扱いを受けないこと。

○花巻市公契約条例

平成29年12月7日条例第25号

花巻市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の担い手である事業者の意識啓発を図り、もって公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに労働者の適正な労働条件を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事の請負に係る契約、市が業務を委託する契約、市が役務の提供を受ける契約及び市が物品を購入する契約並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市の公の施設の管理に係る協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、別に定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結した者をいう。
- (4) 特定受注者 市と特定公契約を締結した者をいう。
- (5) 下請負者等 次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称をもってするかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務を請け負った者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に掲げる事業を行う者であって、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者

(基本理念)

第3条 公契約は、基本として次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 公契約の締結に当たっては、性質又は目的に応じて、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されていること。
- (2) 適正な履行が見込まれない金額による契約の締結防止が図られていること。
- (3) 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件が確保されていること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するための施策を推進するものとする。

(受注者及び下請負者等の責務)

第5条 受注者及び下請負者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者及び下請負者等は、公契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払をすること。
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出をすること。
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

(特定公契約に係る措置)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市公契約基本条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 21 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市公契約基本条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保ならびに労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市が発注する工事、製造その他の請負の契約および業務の委託に関する契約をいう。

(2) 受注者 市と公契約を締結した者をいう。

(3) 下請負人等 次に掲げる者をいう。

ア 下請その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務を請け負った者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 受注者等 受注者および下請負人等をいう。

(5) 対象労働者 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は下請負人等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者および家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負人等から公契約に係る業務を請け負う者

(6) 低入札価格調査制度市長が、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその

者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする制度をいう。

(7) 最低制限価格制度市長が、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。

(8) 総合評価落札方式政令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（基本方針）

第 3 条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る施策を実施するものとする。

(1) 公契約の締結に当たっては、価格以外の要素を考慮するなど、地元企業（市内に主たる営業所又は事務所を有する者をいう。以下同じ。）の受注意欲に配慮した発注を推進することにより、地域における雇用を促進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 対象労働者の労働条件その他の労働環境の向上を図ること。

(3) 公契約の履行成績の評価を行う仕組みを整備し、不当な価格での入札を防止することにより、公契約の品質の確保を図ること。

（市の責務）

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、地元企業の活性化、労働環境の向上および公契約の品質の確保につながる施策を実施しなければならない。

（受注者等の責務）

第 5 条 受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者等は、市の事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚し、公契約に係る事業の良好な品質の確保および社会的価値の向上に努めなければならない。

3 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、対象労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（地元企業の活性化等のための仕組みづくり）

第6条 市は、総合評価落札方式による評価を行う場合においては、地元企業の活性化、育成および発展につなげるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 地域への貢献、地域の防災等に関する評価項目の充実を図ること。
- (2) 前号の評価項目を含む価格以外の技術的要素等が、落札者の決定に効果的に反映される仕組みづくりを進めること。
- (3) 総合評価落札方式の対象となる公契約の拡大を図ること。

2 市は、公契約に係る登録業者の格付の基準について、地域への貢献等に係る審査項目の充実を図らなければならない。

（労働環境の向上のための仕組みづくり）

第7条 市は、総合評価落札方式において、労働環境に関する評価項目を加えることにより、対象労働者の労働環境の向上を図るものとする。

2 受注者等、対象労働者および市は、前項の評価項目および評価方法等の実効性を確保するため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 受注者は、対象労働者が労働時間、作業報酬額等をあらかじめ確認することができるよう対応すること。
- (2) 対象労働者は、支払を受けた作業報酬額等が、前号の規定により確認した内容を満たしていないと認められるときは、市又は受注者等に申し出ることができること。
- (3) 市は、前号の規定により市に対して申出があった場合は、受注者等に対し必要な調査を実施するとともに、当該調査の結果、申出に係る作業報酬額等が第1号の規定により対象労働者が確認した内容を満たしていないと認められるときは、その是正のための必要な指導をすること。
- (4) 受注者等は、対象労働者が第2号の規定による申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負の契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。

(品質確保のための仕組みづくり)

第8条 市は、公契約の締結に当たり、低価格入札による受注を排除し、適正な価格による契約を推進するため、最低制限価格制度および低入札価格調査制度を適正に活用するものとする。

2 市は、次に掲げる工事の完成時又は業務の完了時に確認検査を行うとともに、履行成績の評価をするものとする。

(1) 建設工事

(2) 測量、建設コンサルタントその他これらに類する業務

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(その他の契約等)

第9条 市は、公契約以外の契約等について、第3条に規定する基本方針を踏まえ、必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

越谷市公契約条例

平成28年12月22日

条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって公契約の適正な履行及び質の向上に資するとともに、地域経済の健全な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げる契約をいう。

ア 市が発注する工事、製造その他の請負の契約

イ 越谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第8号）第4条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）

(2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 公契約に係る業務の一部を請け負う者（受注者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

- (5) 社会的価値 公契約に係る施策の実施にあたり、確保されるべき公正労働基準その他規則で定めるものをいう。

(基本方針)

第3条 市は、次に掲げる事項を公契約の実施に係る基本方針とする。

- (1) 公契約における法令遵守の徹底を図り、公契約の締結過程及び内容の透明性を確保するとともに、公平かつ公正な競争を促進し、市民の理解及び信頼を得るよう努めること。
- (2) 公契約の品質、価格及び履行の適正を確保し、良質な市民サービスの提供に努めること。
- (3) 労働者等の適正な労働条件の確保に配慮するとともに、本市における雇用の促進及び安定に努めること。
- (4) 予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会の増大を図るとともに、防災及び災害復旧活動をはじめとする地域社会の維持及び発展並びに社会的価値の向上に貢献する事業者を適正に評価し、将来にわたる公契約の担い手の育成及び確保に寄与すること。
- (5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針にのっとり公契約に係る施策を講じなければならない。

- 2 市は、公契約の品質、価格及び履行の適正を確保するため、取引の実例価格等を考慮した適正な積算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格の算出に努めなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結する社会的責任を自覚し、関係法令等を遵守するとともに、公契約を誠実かつ適正に履行しなければならない。

- 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件及び労働環境の確保に努めるとともに、社会的価値の向上に配慮しなければならない。
- 3 受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、業務の一部を第三者に発注する場合は、市内に事業所等を有する者を使用するよう努めるとともに、市内に住所を有する労働者等の雇用機会に配慮しなければならない。
- 4 受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者については、特段の事情がない限り雇用するよう努めなければならない。
- 5 受注者は、前条第1項の規定により市が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者（規則で定める者を除く。）に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価（賃金又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。

- (1) 市が発注する工事の請負の契約のうち規則で定めるもの（以下「対象請負契約」という。） 対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）
- (2) 市が発注する業務の委託に関する契約及び指定管理協定のうち規則で定めるもの（以下「対象委託契約」という。） 対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約（以下「対象契約」という。）の種類又は内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

(4) その他公的機関が定める労務単価の基準等

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、第11条第1項の越谷市労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。
（対象契約において定める事項）

第7条 市長は、請負の契約にあっては市及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあっては市及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力し、及び共同してこの条例の目的を達成するため、対象契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 受注者は、労働者等のうち受注者に雇用される者に対し、労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないこと。

(2) 受注者は、受注関係者が労働者等に支払った労働の対価が労働報酬下限額を下回った場合は、その差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。

(3) 受注者は、規則で定めるところにより、第5条及びこの条に関する事項の履行状況等を市長に報告すること。

(4) 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示し、又は交付すること

により、労働者等に適切に周知すること。

ア この条例が適用される労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次号の申出をする場合の申出先

エ 次号の申出をしたことを理由に、解雇、請負の契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(5) 労働者等は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実の申出をすることができること。

(6) 受注者は、労働者等から前号の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負の契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険に、事業主として加入していなければならないこと。ただし、社会保険及び労働者災害補償保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合は、この限りでない。

(8) 受注者は、受注関係者の社会保険の加入状況を確認し、加入していない場合は、その加入について指導又は助言を行うこと。ただし、社会保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合は、この限りでない。

(9) 対象請負契約の受注者は、標準見積書の参照等により必要な法定福利費を把握し、受注関係者との適正な契約の締結に努めなければならない

ないこと。

(10) 受注者は、次条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じること。

(11) 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第1号及び第6号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、次条第2項の規定による市長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(12) 受注者は、第9条第1項の規定による是正要求があった場合は、速やかに違反を是正するための措置を講ずるとともに、同条第2項の規定による是正報告を行うこと。

(13) 市長は、第10条の規定による公表ができること。

(14) その他市長が必要と認める事項

(立入調査等)

第8条 市長は、労働者等から前条第5号の申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に当該事業所に立入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に当該事業所に立入調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正要求及び是正報告)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認めるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めるものとする。

2 受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告するものとする。

(公表)

第10条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより公表することができる。

(1) 第8条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条第2項の規定による是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(労働報酬等審議会)

第11条 労働報酬下限額等について調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員6人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 事業者

(3) 労働者

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第11条並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に公告、通知等を行う契約又は指定管理者の選定に係る募集を行う指定管理協定について適用する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

労働報酬等審議会	委員	日額	5,500円	2,500円
----------	----	----	--------	--------

(目的)

第 1 条 この条例は、公共調達に係る基本理念等を定めることにより、公共調達の競争性、公平性、公正性及び透明性を高め、調達するものの品質、価格及び履行の適正を確保するとともに、労働者の適正な労働条件を確保する等の社会的価値の実現及び向上に配慮し、もって市民の福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共調達 本市が支出負担行為に基づき行う工事、役務、物件等の調達をいう。
- (2) 事業者 公共調達に係る受注をし、又はしようとする者をいう。
- (3) 下請負者 下請その他いかなる名称によるかを問わず、本市以外の者から公共調達の一部について請け負う者をいう。
- (4) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体（事業者及び下請負者（以下「事業者等」という。）を除く。）をいう。
- (5) 社会的価値 公共調達の実施に当たり、確保されるべき公正労働基準、環境保全、男女共同参画、人権擁護、障害者雇用、地域コミュニティの活性化等の社会的な価値をいう。

(基本理念)

第 3 条 公共調達は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) その過程全般において、事業者間の公正な競争が促進されるものであること。
- (2) その過程全般において、公平性及び公正性を貫き、透明性が確保されるものであること。
- (3) 公共調達により調達するものの品質、価格及び履行の適正が確保されるものであること。
- (4) 社会的価値の実現及び向上並びに地域経済の健全な発展に配慮されるものであること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、適正かつ公正な公共調達の実施に係る必要な施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、公共調達の実施において、常に適正な執行管理に努めるとともに、競争性、公平性、公正性及び透明性を高め、調達するものの品質、価格及び履行の適正を確保しなければならない。
- 3 市は、公共調達の実施において、当該成果品及びサービスの質の向上、社会的価値の実現及び向上、市民の福祉の向上、地域経済の健全な発展等に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 5 条 事業者等は、公共調達の過程全般において、常に社会的な責任を自覚し、当該成果品及びサービスの質の向上、社会的価値の実現及び向上、市民の福祉の向上、地域経済の健全な発展等に努めなければならない。

- 2 事業者等は、自らが雇用し専ら公共調達に従事する者に対し、その職務、業務、責任の度合い、経験年数等を考慮し、適正な賃金を支払わなければならない。
- 3 事業者等は、その下請負者に対し、適正な請負代金を支払わなければならない。

(市民等の責務)

第 6 条 市民等は、基本理念にのっとり、適正かつ公正な公共調達の実施に係る必要な施策に協力するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第 7 条 市長は、毎年、公共調達のうち次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき 1 時間当たりの労働報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるも

のをいう。以下同じ。) の下限の額 (以下「労働報酬下限額」という。) を定めるものとする。

(1) 予定価格 150,000,000 円以上の工事の請負契約 (以下「特定工事請負契約」という。) 次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 9 条に規定する労働者 (同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。) であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

(2) 予定価格 5,000,000 円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けたもの (以下「指定管理者」という。) と締結する公の施設の管理に関する協定 (以下「特定業務委託契約」という。) 労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

(2) 特定業務委託契約 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 8 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、高知市公共調達審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定工事請負契約等の内容)

第 8 条 市長又は公営企業管理者 (以下「市長等」という。) が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者 (特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結したものをいう。以下同じ。) は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、労働報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳 (以下「台帳」という。) を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2) 受注者は、台帳の写しを、市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。

ア 対象労働者の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次条の申出をする場合の申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(4) 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応すること。

(5) 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあつては労働報酬下限額に当該労働に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額 (以下「基準額」という。) を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) 受注者は、対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 受注者は、第 10 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応ずること。

(8) 第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。

(9) 市長等は、受注者が第 10 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができること。ただし、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

(10) 市は、前号の解除（指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、同号ただし書の取消し又は命令）によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者の申出)

第 9 条 対象労働者は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていないとき、又は支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回るときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第 10 条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第 8 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 第 1 項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定出資法人等の契約)

第 11 条 市が出資する法人であって市長が指定するもの（以下「指定出資法人」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定事業（同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業をいう。以下同じ。）を実施する者として選定した者（以下「選定事業者」という。）は、この条例の趣旨のっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約（選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。）に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

(公共調達審議会の設置)

第 12 条 第 7 条第 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、又は自発的に、調査審議するため、高知市公共調達審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 7 人以内をもって組織し、公共調達に係る制度並びに社会的価値の実現及び向上に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日条例第83号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第7条の改正規定、第8条の改正規定及び同条を第12条とする改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市公共調達条例(以下「新条例」という。)第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告又は通知する新条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約及び同項第2号に規定する特定業務委託契約(同号に規定する協定(以下「協定」という。))を除く。)並びに施行日以後に締結する協定について適用する。

(審議会の同一性)

- 3 この条例による改正前の高知市公共調達基本条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項の規定により置かれた高知市公共調達審議会は、新条例第12条第1項の規定により置く審議会として、同一性をもって存続するものとする。

(審議会委員の委嘱等)

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第3項の規定により委嘱された高知市公共調達審議会の委員(以下「旧審議会の委員」という。)である者は、施行日に新条例第12条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、旧審議会の委員としての残任期間とする。
- 5 施行日以後初めて委嘱される審議会の委員の任期は、新条例第12条第3項の規定にかかわらず、他の委員の残任期間に相当する期間とする。

(検討)

- 6 平成27年10月1日から3年以内に、新条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

資料 2

事業者アンケートの実施について



事業者アンケートの実施について

以下の実施方針案に基づき、事業者に対しアンケート調査を実施する。

目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の公契約制度の導入に向け、事業者の現状を調査することにより、今後の制度設計の方向性の参考とすることを目的に実施する。
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格者名簿に登載済で、かつ、電子入札対応可能な市内の工事業者 239 業者
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体において実施している内容の他、第 1 回研究会議における各委員からの意見等を踏まえた設問項目を設定 ※設問項目は下記表を参照 ・公契約、公契約条例等の用語に関する解説資料を添付する等、可能な限り回答しやすいよう配慮する。
調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 10 月下旬～11 月中旬（予定）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・配付、回収とも Eメールにより実施

設問項目内容

設問分野	設問項目
(1) 概要	①事業所の形態
	②従業員数
(2) 勤務条件等	①採用状況
	②離職状況
	③賃金状況
	④担い手確保策
(3) 公契約制度・公契約条例	①制度の認知度
	②制度・制度導入に対する意見

※上記の他、既に独自の公契約制度を導入している自治体に対しても別途調査を実施予定

※調査結果については、次回（第 3 回）研究会議において報告予定

アンケートにご回答いただく前にお読みください

【用語の説明】

1 公契約とは

八戸市をはじめ、国、県、市町村等の自治体が発注者（契約当事者の一方）となる工事や業務委託などの契約のことをいいます。

今回は、「八戸市」が発注する案件を対象としています。

2-1 公契約制度（下限額設定型）とは

公契約を受注した事業者に対して、その工事や業務に携わる労働者へ、国の最低賃金よりも高い賃金下限額を設定し、その支払いを求めることを定める条例又は要綱のことをいいます。

2-2 公契約制度（理念型）とは

下限額を設定せず、公契約において労働者の適正な労働条件の確保等、入札・契約全般に関する基本方針等を定める条例又は要綱のことをいいます。

3 その他

本アンケートの結果は当市の公契約制度の導入に向けた基礎資料として統計的に処理し、会社名等が特定されること、及び、他の目的に使用することは一切ございませんので、ご協力いただきますようお願い致します。